

平成 29 年
10 月号

濱田会計事務所通信

平成 29 年 10 月 2 日発行 Vol.2

先日、近畿税理士会姫路支部の派遣講師として、姫路市内の中学 1 年生を対象とした税に関する授業を行いました。

近畿税理士会姫路支部では租税教育として小・中・高校生を始め、大学生や社会人に対しても税金の大切さや使途、制度について学習の支援を行っています。

租税教育について興味のある方やご意見等ございましたらお気軽にお声かけ下さい。



<税務/会計ピックアップ>

中小企業経営強化税制の創設

青色申告書を提出する中小企業者等が、平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの期間内に、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却又は税額控除を選択適用することができます。また、固定資産税が 3 年間にわたって 2 分の 1 に軽減されます。

要件

- ◆ 中小企業等経営強化法の認定を受けること
- ◆ 生産性が旧モデル比年平均 1%以上向上する設備であることなど
- ◆ 売上高に直接寄与するような生産等設備であること（事務用器具備品、本店・寄宿舍等の建物附属設備は対象外です）
- ◆ 国内への投資であること
- ◆ 中古資産・貸付資産でないこと

対象設備

- ◆ 機械装置(160 万円以上)
- ◆ 測定工具及び検査工具(30 万円以上)
- ◆ 器具備品(30 万円以上)（試験・測定機器、冷凍陳列棚など）
- ◆ 建物附属設備(60 万円以上)（ボイラー、LED 照明、空調など）
- ◆ ソフトウェア(70 万円以上)（情報を収集・分析・指示する機能）

この特例の適用を受けるためには、原則として設備の取得前に工業会か経済産業局の確認を受けて経営力向上計画を申請し、認定を受けることが必要です。

前もって準備が必要な制度ですので、制度の適用を受ける事を検討される方はお早めにご相談下さい。



<相続・贈与税のお話し>

基礎控除を上回る価額の財産の贈与

贈与税は基礎控除 110 万円を超えると贈与税が課税されるため、なるべく基礎控除の範囲内で長期間にわたってコツコツ贈与をしていくケースが多く見受けられます。しかし、多額の相続財産がある場合や、すぐに相続が発生しそうな場合にはその効果は限定的となります。

例えば相続税が最高税率の 55% かかる場合に財産 1 億円を生前贈与する場合を想定します。年間 110 万円の贈与だと 90 年以上かかってしまいますが、年間 1,000 万円の贈与だとわずか 10 年で終了します。もちろん年 1,000 万円に対して 17.7%（その年 1 月 1 日に 20 歳以上の方が直系尊属から贈与を受けた場合等）の贈与税の負担がありますが、単純に $1 \text{ 億円} \times (55\% - 17.7\%) = 3,730 \text{ 万円}$ の節税となります。（生前贈与加算の適用がないとした場合）

上記のように効果的な生前贈与による対策を講じるには、今相続が起こったら税額がいくらになるのか、相続税の税率は何%ゾーンになっているのかを把握することが肝要となります。また、生前贈与加算の規定により相続開始前 3 年以内の贈与については相続財産に加算されるため、早い時期から贈与を開始し、生前贈与加算の対象とならない孫などへの贈与を併用することが効果的でしょう。

贈与税の税負担は、一般的に相続税の税負担よりも重いといわれています。相続税は各相続人の法定相続分の財産額が 1,000 万円以下であれば税率 10% で済むのに対し、贈与税は基礎控除後の課税価格が 600 万円を超え 1,000 万円以下の場合には 40%（直系尊属から 20 歳以上の方への贈与は 30%）もの税率が課されるためです。従って、相続税の税率を超えるような多額の贈与をしてしまうと、贈与税の負担が重くなり、相続税・贈与税トータルで考えても、逆効果となってしまいます。



生前贈与をご検討の方は是非一度ご相談下さい。

事務所からのお知らせ

発行した事務所通信は順次ホームページにも掲載予定です。

また、メールマガジンとして同内容を配信しておりますので、配信をご希望の方はご連絡下さい。

イーグレ姫路にて平成 29 年 10 月 27 日(金)と平成 29 年 11 月 11 日(土)の午後に相続セミナーを開催致します。詳細は別紙をご覧ください。



濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎 2 丁目 4 - 1 3

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikai.jp

URL : http://hamadakaikai.jp

会社のこと、事業のこと、
相続のこと・・・
一緒に考えましょう！

